



福岡市政記者 各位

平成 27 年 12 月 8 日
経済観光文化局創業・大学連携課

外国人のチャレンジを応援! 国内初「スタートアップビザ」を開始します!!

第 4 回福岡市国家戦略特別区域会議で策定され、10 月 20 日に内閣総理大臣から認定された**スタートアップビザ**（国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る区域計画）の受付を**12 月 9 日（水）**から開始します。

外国人が日本で創業するためには、「経営・管理」の在留資格を取得する必要があります。在留資格を取得するためには、事務所の開設に加え、常勤 2 名以上の雇用または 500 万円以上の国内での投資などといった要件があり、外国人にとって高いハードルとなっています。

スタートアップビザでは、要件が整っていない場合でも、事業計画等を福岡市に提出し、要件を満たす見込みがあるなど、**福岡市から確認**を受けることで、半年間の在留資格（経営・管理）が認められます。要件はその半年間で整えればよくなります。

また、福岡市では、外国人が半年後に要件を満たして**在留資格を更新**できるように、**スタートアップカフェ**を中心に**独自の支援**を行っていきます。

記

1.申請受付

受付日時 スタートアップカフェ開設日（年末年始等を除く）の 10:00～21:00

受付場所 福岡市スタートアップカフェ

※12 月 9 日（水）の 11 時 00 分から受付開始

2.対象者

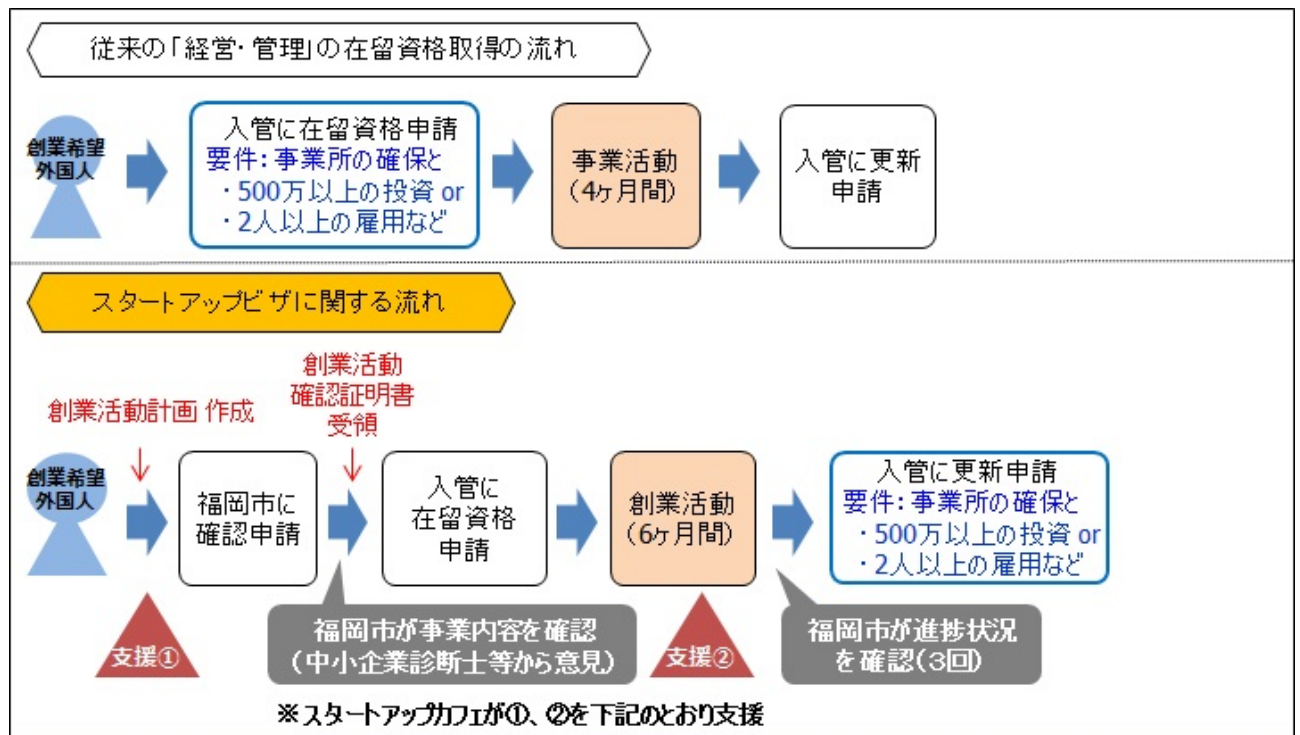
福岡市で創業を志す外国人（共同創業者となる予定の外国人を含む）

＜スタートアップビザに関する問い合わせ＞

経済観光文化局創業・大学連携課 的野

Tel : 092-711-4342（内線：2526）

3.参考



スタートアップカフェを活用した **福岡市独自の支援**

スタートアップカフェコンシェルジュや弁護士、行政書士や税理士などの専門家が支援

① 創業活動計画の作成支援



創業活動計画を市が確認
6ヶ月の在留資格
入管に申請

② 事業化に向けた支援



入管に申請
在留期間の更新

○申請書類

- ・ 創業活動確認申請書
- ・ 創業活動計画書
- ・ 履歴書
- ・ 上陸後6ヶ月間の住居が分かる書類 など